

関川村地域おこし協力隊（新電力事業支援）募集要項

1 活動内容

- (1) 関川村地域政策課 脱炭素推進室において、次の活動を中心に取り組んでいただきます。
 - ・脱炭素推進（省エネ・再エネ）普及啓発活動
 - ・再エネ電源開発支援活動
 - ・省エネ・再エネ設備導入工程管理に関する活動
 - ・その他脱炭素推進に関する活動
- (2) 所定の活動時間外であれば、対価を得る活動（副業）を行うことができます。

2 募集人数

若干名

3 雇用形態及び期間

- (1) 関川村会計年度任用職員として、村長が任用します。
- (2) 委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とし、年度を超えないものとします。
(委嘱の日から起算して最長3年まで更新する場合があります)
- (3) 隊員としてふさわしくないと判断した場合等、任用期間中であってもその職を解くことがあります。

4 募集対象

- (1) 条件不利区域^{※1}外に住民票があり、関川村に住民票を異動することができる方

※1 「条件不利区域」とは、次のA～Gいずれかの対象・指定区域をいう。

A 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む） B 山村振興法
C 離島振興法 D 半島振興法 E 奄美群島振興開発特別措置法
F 小笠原諸島振興開発特別措置法 G 沖縄振興特別措置法

- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で地域の活性化に意欲がある方
- (4) 普通自動車免許（AT限定可）を有している方（日常的に運転していることが望ましい）
- (5) 省エネ・再エネを含む電力事業に携わったことがある方
- (6) ワードやエクセル、パワーポイントを使用して資料作成ができる方

5 勤務地

関川村役場 地域政策課 脱炭素推進室

6 勤務日及び時間

- (1) 勤務日は原則として月曜日から金曜日までとし、土・日曜日、国民の祝日及び年末年始は休日とします。
- (2) 勤務時間は9時から17時まで（正午から13時までは休憩時間）とします。
※夜間の会議、土日又は祝日に勤務することがあります。
※村との協議により、変更となる場合があります。

7 給与等

- (1) 報酬（給料）は時給2,148円で、翌月の17日に支払います。

※月収例：2,148 円×1 日 7 時間×月 20 日勤務＝300,720 円

- (2) 時間外割増賃金
- (3) 期末手当（1.0 月/年、6 月と 12 月に支給）
- (4) 通勤費については、関川村一般職員の給与に関する条例に基づき支給します。
- (5) 健康保険、厚生年金、雇用保険等の社会保険に加入します。
- (6) 退職手当等の支給はありません。
- (7) 業務に必要な備品は村が貸与します。
- (8) 住居費は、1 月当たり 30,000 円を限度に村が補助します。

なお、食費や光熱水費は各自の負担となります。また、家電製品や日用品等の生活に必要なものは各自で用意してください。

8 研修等

- (1) 活動に必要な研修や資格取得に必要な費用は村で負担します。
- (2) 新潟県や総務省で行う地域おこし協力隊向けの研修に参加できます。
- (3) 任期終了後の定住に必要な資格取得費用に対して補助制度があります。

9 応募方法

以下の書類を関川村役場地域政策課へ郵送又は持参してください。

- (1) 提出書類
 - ① 申込用紙（指定様式）
 - ② 履歴書（指定様式）
 - ③ 運転免許証のコピー ※提出いただいた書類は返却しません。
- (2) 申込期限
随 時

10 選考方法

- (1) 第 1 次選考（書類選考）
書類選考結果を受付から概ね 1 週間程度を目途に応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第 2 次選考（面接）
第 1 次選考合格者を対象に、役場職員による個人面接を行います。
 - ① 選考日：合格者と調整
 - ② 会 場：関川村役場（予定）
- (3) 最終選考結果報告
選考結果は、面接から概ね 1 週間以内に面接参加者全員に文書にて通知します。
令和 5 年度中の委嘱を予定していますが、具体的な委嘱日は内定者と調整し決定します。

11 問 合 せ ・ 応 募 先

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

関川村 地域政策課 地域振興班（担当：星）

TEL:0254-64-1478

E-mail: chiiki-shinko@vill.sekikawa.lg.jp